

## 【種目等一覧】

(令和7年8月現在)

種目	区分	対象者	性能その他	限度額 (消費税相当 分を含む。)	耐用年 数
入浴担架	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの(入浴に当たって家族等他人の介助を要する者に限る。)	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させる物または座面に乗せたまま上下移動装置により入浴させる物(スリングシートを除く)	133,900円	5年
入浴補助用具	給付	1 原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、下肢または体幹機能障害で、入浴に介助が必要とするもの 2 原則として3歳以上の者で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第4条にいう治療方法が確立していない疾	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者(児)または介護者が容易に使用できる物。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年

		病その他の特殊の疾 病であって政令で定 めるものによる障害 の程度が主務大臣が 定める程度である者 (以下「難病患者等」 といふ。) で、その 疾病により入浴に介 助が必要なもの			
移動用 リフ ト・スリ ングシ ート	給付	1 原則として 3 歳以 上の身体障害者手帳 の交付を受けた者 (児) で、下肢また は体幹機能障害の程 度が 1 級または 2 級 のもの 2 原則として 3 歳以 上の難病患者等で、 その疾病により下肢 または体幹機能に障 害のあるもの	障害者(児)を移 動させるに当たっ て、介護者が容易に 使用できる物 ① 移動用リフト (天井走行型そ の他住宅改修を 伴うものを除 く。) ② スリングシ ート(入浴担架の給 付を受けていな い者に限り、耐用 年数内に 2 回ま で支給を認め る。)	① 400,000 円 ② 50,000円	4 年
歩行支 援用具	給付	1 原則として 3 歳以 上の身体障害者手帳 の交付を受けた者	転倒予防、立ち上 がり動作補助、移乗 動作の補助、段差解	60,000円	8 年

			(児) で、平衡機能または下肢もしくは体幹機能障害を有するもので、住居内の移動等において介助を必要とするもの 2 原則として3歳以上の難病患者等で、その疾病により下肢が不自由なもの	消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有する物。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
ポータブルトイレ	給付	1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者 (児) で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの 2 原則として、学齢児以上の難病患者等で、その疾病により常時介護を要する者	手すりのついた腰かけ式の物。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。		23,100円	8年
排泄支援用具	給付	下肢または体幹機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で、排泄に介助を必要とするもの	排泄時の移動、座位保持、動作、排泄後の処理行為等を補助できる補高便座等であって、障害者(児)または介護者が容易に使用で	22,260円 90,000円	8年	ただし、移乗台については

			きるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
特殊マット	給付	1 原則として3歳以上上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度または重度のもの	じょくそう予防または失禁による汚染もしくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工した物	71,000円	5年

頭部保護帽	給付	1 知的障害者（児） で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 2 身体障害者手帳の交付を受けた者（児） で、歩行や座位が不安定またはてんかんの発作等により頻繁に転倒するもの 3 精神障害者（児） で、てんかん発作等により頻繁に転倒するもの	転倒の衝撃から頭部を保護できる物	36,750円	3年
訓練いす	給付	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
携帯用会話補助装置	給付	1 原則として学齢児以上の中等度の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、音声機能もしくは言語機能障害者（児）または肢體不自由者（児）で、音声言語に著しい障	携帯式で、言葉を音声もしくは文章に変換する、または言語を拡声する機能を有し、障害者（児）が容易に使用できる物（他の機能を有する携帯端末	285,000円	5年

		<p>害を有するもの</p> <p>2 原則として学齢児以上の大手帳の交付を受けた者（児）または高次脳機能障害者（児）（障害を有することが診断書等で確認できる者に限る。）で、コミュニケーションの手段として必要と認められるもの</p>	<p>を除き、携帯端末等で利用するためのアプリケーションソフトを含む。）であって、実際に試用し、使える見込みがあることが診断書で確認できる者に限る。）で、コミュニケーションの手段として必要と認められるもの</p>		
訓練用ベッド	給付	<p>難病患者等で、その疾病により、下肢または体幹機能に障害のあるもので医師により訓練の必要があると認められたもの</p>	<p>腕または脚の訓練のできる器具を備えたもの</p>	159,200円	8年
特殊寝台	給付	<p>1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの</p> <p>2 原則として学齢児以上の難病患者等で、その疾病により</p>	<p>使用者の頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有する物</p>	162,800円	8年

		下肢もしくは体幹機能に障害のあるものまたは寝たきりの状態にあるもの			
体位変換器	給付	<p>1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級または2級のもの（下着交換等に当たって、家族等他人の介護を必要とする者に限る。）</p> <p>2 原則として学齢児以上の難病患者等で、その疾病により寝たきりの状態にあるもの</p>	<p>介護者が、障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用できる物</p>	15,000円	5年
特殊尿器	給付	<p>1 原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢または体幹機能障害の程度が1級のもの（當時介護を要する者に限る。）</p> <p>2 原則として学齢児</p>	<p>尿が自動的に吸引される物で、障害者（児）または介護者が容易に使用できる物</p>	154,500円	5年

		以上の難病患者等 で、その疾病により 自力で排尿できない もの			
視覚障 害者用 ポータ ブルレ コーダ ー	給付	原則として学齢児以 上の身体障害者手帳の 交付を受けた者（児） で、視覚障害の程度が 1級または2級のもの	1 音声等により 操作ボタンを知 覚または認識す ることができ、か つ、DAISY方式に よる録音ならび に当該方式によ り記録された図 書の再生が可 能な製品であつ て、視覚障害者 （児）が容易に使 用できる物  2 音声等により 操作ボタンを知 覚または認識す ることができ、か つ、DAISY方式に より録音された 図書の再生が可 能な製品であつ て、視覚障害者 （児）が容易に使 用できる物	① 録音再生 機  ② 再生専用 機	6年  85,000円  48,000円

視覚障害者用 地上デジタル放送受信ラジオ	給付	原則として学齢児以上 の身体障害者手帳の 交付を受けた者（児） で、視覚障害の程度が 1級または2級のもの	地上デジタル放 送の音声受信が可 能なもので、視覚障 害者が容易に使用 できる物	29,000円	10年
時計	給付	原則として学齢児以上 の身体障害者手帳の 交付を受けた者（児） で、視覚障害の程度が 1級または2級のもの	視覚障害者（児） が容易に使用でき る物	13,300円	7年
点字タイプライタ イ	給付	身体障害者手帳の交 付を受けた者（児） で、視覚障害の程度が 1級 または2級のもの（本 人が就労もしくは就学 しているか、あるいは 就労が見込まれている ものに限る。）	視覚障害者（児） が容易に使用でき る物	63,100円	5年
音声式体温計	給付	原則として学齢児以上 の身体障害者手帳の 交付を受けた者（児） で、視覚障害の程度が 1級または2級のもの	視覚障害者（児） が容易に使用でき る物	9,000円	5年
体重計	給付	18歳以上の身体障害 者手帳の交付を受けた 者で、視覚障害の程度	視覚障害者が容 易に使用できる物	18,000円	5年

		が 1 級または 2 級のもの（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）			
音声式 血圧計	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が 1 級または 2 級のもの（視覚障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障害者が容易に使用できる物	15,000円	5年
電磁調 理器	給付	<p>① 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が 1 級または 2 級のもの</p> <p>② 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害の程度が 1 級または 2 級のもの</p> <p>③ 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢または体幹機能障害の程度が 1 級のもの</p> <p>（①・②・③のいずれも、障害者のみの</p>	障害者が容易に使用できる物（本体のみ）	41,000円	6年

		<p>世帯およびこれに準ずる世帯に限る。)</p> <p>④ 18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度または重度のもの</p>			
視覚障害者用拡大読書器	給付	<p>原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、本装置により文字等を読むことが可能になるもの</p>	<p>画像入力装置を読みたい物（印刷物等）の上におくことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに写しだせる物</p>	198,000円	6年
音響案内装置	給付	<p>原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの</p>	<p>自分の意志で操作することにより音響・音声案内を受けられる小型送受信機</p>	12,000円	10年
点字ディスプレイ	給付	<p>原則として学齢児以上の視覚障害者で、視覚障害2級以上のもの</p>	<p>文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができる物</p>	383,500円	6年
視覚障害者用活字文書読み上げ装	給付	<p>原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの</p>	<p>文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力す</p>	<p>文字情報を読み取るもの 198,000円 SPコード等を読み取るもの</p>	6年

置		る機能を有する物 で、視覚障害者（児） が容易に使用でき る物		99,800円	
屋内信 号装置	給付	18歳以上の身体障害 者手帳の交付を受けた 者で、聴覚障害の程度 が2級のもの（聴覚障 害者のみの世帯および これに準ずる世帯で日 常生活上必要と認めら れる世帯に限る。）	音、音声等を視 覚、触覚等により知 覚できる物	87,400円	10年
聴覚障 害者用 通信装 置	給付	原則として学齢児以 上の身体障害者手帳の 交付を受けた者（児） で、聴覚または音声、 言語機能に著しい障害 を有し、コミュニケー ション、緊急連絡等の 手段として必要と認め られるもの	一般の電話に接 続することができ、 音声の代わりに、文 字等により通信が 可能な機器であつ て、障害者（児）が 容易に使用できる 物	25,000円	5年
フラッ シュベル	給付	原則として学齢児以 上の身体障害者手帳の 交付を受けた者（児） で、聴覚または音声、 言語機能障害の程度が 3級以上のもの	障害者（児）が容 易に使用できる物	12,400円	10年
聴覚障	給付	聴覚障害者（児）で、	字幕および手話	① 本体のみ	6年

害者用 情報受 信装置		本装置によりテレビの視聴が可能になるもの	通訳付きの聴覚障害者（児）用番組ならびにテレビ番組に字幕および手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、聴覚障害者（児）が容易に使用できる物	75,000円 ② CSアンテナ等付属品を含む 88,900円	
拡聴器	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚障害の程度が4級以上のもの	障害者（児）が容易に使用できる物	38,200円	6年
携帯用 信号装 置	給付	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚または音声、言語機能障害の程度が3級以上のもの	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できる物	20,200円	6年
車いす 用レイ ンコー ト	給付	学齢児以上の身体障害手帳の交付を受けた者（児）で、肢体不自由または内部障害の程度が1、2級の者で車椅子を使用するもの	障害者（児）が容易に使用できるもの	19,000円	5年
ネブラ	給付	1 身体障害者手帳の	障害者（児）が容易に使用できるもの	36,000円	5年

イザー (吸入 器)	交付を受けた者(児)易に使用できる物 であって、呼吸器機 能障害の程度が3級 以上のもの、または 医師の意見書によ り、手帳記載の障害 を生ずる原因となっ た疾病等に起因する 呼吸器機能の障害の ため、必要性が認め られたもの  2 難病患者等で、そ の疾病に起因する呼 吸器機能障害のある もの			
電気式 たん吸 引器	給付 1 身体障害者手帳の 交付を受けた者(児)易に使用できる物 であって、呼吸器機 能障害の程度が3級 以上のもの、または 医師の意見書によ り、手帳記載の障害 を生ずる原因となっ た疾病等に起因する 呼吸器機能の障害の ため、必要性が認め られたもの  2 難病患者等で、そ の疾病に起因する呼	障害者(児)が容 易に使用できる物	56,400円	5年

		吸器機能障害のあるもの			
吸引・吸入両用器	給付	<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、呼吸器機能障害の程度が3級以上のもの、または医師の意見書により、手帳記載の障害を生ずる原因となつた疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの</p> <p>2 難病患者等で、その疾病に起因する呼吸器機能障害のあるもの</p>	障害者(児)が容易に使用できる物	92,400円	5年
動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター)	給付	<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障害の程度が原則として3級以上のもの、または医師の意見書により手帳記載の障害を生ずる原因となつた疾病等に起因する呼吸器機能の障害の</p>	障害者(児)が容易に使用できる物	157,500円	5年

		ため、必要性が認められたもの 2 難病患者等で、その疾病により人工呼吸器の装着が必要なもの			
正弦波インバーター発電機	給付	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの、または人工呼吸器を使用し、医師の意見書により手帳記載の障害を生ずる原因となつた疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの 2 難病患者等で、その疾病により人工呼吸器の装着が必要なもの	障害者(児)が容易に使用できる物	212,000円	5年
ポータブル電源(蓄電池)	給付	1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)であって、人工呼吸器を使用し、呼吸器	障害者(児)が容易に使用できる物	104,000円	5年

		<p>機能障害の程度が3級以上であるもの、または人工呼吸器を使用し、医師の意見書により手帳記載の障害を生ずる原因となつた疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの</p> <p>2 難病患者等で、その疾病により人工呼吸器の装着が必要なもの</p>		
DC／AC インバ ーター (カ インバ ーター)	給付	<p>1 身体障害者手帳の交付を受けた者(児)が容易に使用できる物であつて、人工呼吸器を使用し、呼吸器機能障害の程度が3級以上であるもの、または人工呼吸器を使用し、医師の意見書により手帳記載の障害を生ずる原因となつた疾病等に起因する呼吸器機能の障害のため、必要性が認められたもの</p> <p>2 難病患者等で、そ</p>	40,000円	5年

		の疾病により人工呼吸器の装着が必要なもの			
透析液 加温器	給付	原則として3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要とするもの(自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行うことの医師の証明が提出できる者に限る。)	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つ物	72,100円	5年
点字図書	給付	原則として学齢児以上の視覚障害者(児)で主に情報の入手を点字によっているもの	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書(1人につき年間6タイトルまたは24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入する必要があるものはこの限りでない。)	点字図書の価格	—
大活字 図書	給付	視覚障害者(児)で大活字図書の利用が可能なもの	大活字化により作成された図書	60,000円／年	—
情報通信支援装置	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢障害の程度が1級	障害者(児)がパソコンを容易に使用できるために必	100,000円	5年

		または2級のもの、または視覚障害の程度が1級または2級のもの	必要な周辺機器、アプリケーションソフト等		
点字器	給付	視覚障害者（児）で、点字の使用ができるか、給付することにより可能になるもの	障害者（児）が容易に使用できる物（点筆を含む。）	10,400円	5年
人工喉頭	給付	音声機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で発声が困難なもの	頸下部等にあてた電動板を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年
人工鼻	給付	音声機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で喉頭を摘出したもの	障害者（児）が容易に使用しできるもの	23,100円／月	—
収尿器	給付	肢体不自由または膀胱機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で、高度の排尿障害のあるもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけたもの	17,000円	6ヶ月
ストマ装具	給付	直腸機能障害、膀胱機能障害または小腸機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者で下記のいずれかに該当するもの (1) ストマ造設を行	① 低刺激性の粘着剤を使用した密閉型または下部開放型の畜便袋および皮膚の保護、皮膚への装具密着などのた	① 消化器系 11,000円／月 ② 泌尿器系 13,000円／月	—

		っているもの (2) カテーテル常時 留置により尿路変更 を行っているもの	めに使用する用 品 ② 低刺激性の粘 着剤を使用した 密閉型の畜尿袋 で尿処理用のキ ヤップ付のもの、 および皮膚の保 護、皮膚への装具 密着などのため に使用する用品		
紙おむ つ	給付	3歳以上であって下 記のいずれかに該当す るため紙おむつ等を必 要とするもの ① 上記ストマ装具の具 対象者で、ストマの 変形またはストマ周 辺の著しい皮膚のび らんのためストマ装 具を装着できないも の ② 直腸機能障害また は膀胱機能障害の身 体障害者手帳の交付 を受けた者で、先天 性疾患（先天性鎖肛 を除く。）に起因す る神経障害による排	紙おむつ、サラ シ、ガーゼ、脱脂綿、 皮膚を清潔に保つ ものまたは洗腸装 具 ① 上記ストマ装具の具 対象者で、ストマの 変形またはストマ周 辺の著しい皮膚のび らんのためストマ装 具を装着できないも の ② 直腸機能障害また は膀胱機能障害の身 体障害者手帳の交付 を受けた者で、先天 性疾患（先天性鎖肛 を除く。）に起因す る神経障害による排	12,000円／月	洗腸装 具は6 か月

		<p>尿機能障害または排便機能障害のある者および先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する排便機能障害のある者</p> <p>③ 脳性麻痺による肢体不自由または脳原性運動機能障害の手帳の交付を受けた者で、排尿または排便の意思表示が困難なもの</p>			
つえ	給付	身体障害者手帳の交付を受けた者で、つえの使用により、歩行機能を補うもとが可能なもの	T字型のもの	5,000円	3年
音声案内機器	給付	原則として学齢児以上のお身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級または2級のもの	ICタグ等を用い、視覚障害者（児）が容易に使用できる物	62,790円	6年
火災警報器	給付	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の程度が2級のもの（聴覚障害者のみの世帯および	屋内の火災を煙または熱により感知し、光を発するなどにより聴覚障害者が知覚できるも	51,300円（発信機および受信機セット） 16,300円（発信機のみ。）	8年

	これに準ずる世帯で日常の常生活上必要と認められる世帯に限る。)	日本消防検定協会の検定に合格したものまたは品質評価を受けたもの		
--	---------------------------------	---------------------------------	--	--